



2020年2月

COVID-19と香港における「不可抗力」(Force Majeure)の運用

COVID-19という新型コロナウイルスが発生したことにより、日常生活と国際的ビジネスは前例のない規模で混乱をきたした。当然ながら、契約上の「不可抗力」(Force Majeure)条項に依拠して、履行が困難又は不可能な契約を履行しない「口実」とする契約当事者の例がすでに生じている。注目すべきは、2020年2月10日、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会の指示が、COVID-19が契約当事者の契約の履行を免責する「予見不可能で、回避不可能で、克服不可能な」事象であることを確認したことと、2020年1月30日、WHOが、COVID-19の発生を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に分類すると宣言したことである。このように、契約当事者、とりわけ中国本土の当事者を相手方とする契約当事者にとっては、香港法を準拠法とする契約における「不可抗力」条項の適用可能性や関連する実務上の問題点を知っておくことは、極めて重要である。

「不可抗力」条項

簡単に言えば、「不可抗力」条項は、当事者のコントロールが及ばない極めて影響が大きく予見不可能な事象が発生した場合に、契約の全部又は一部につき、その履行を免責する旨規定し、又は、履行すべき当事者がその履行の際に従うべき条項を変更するのが一般的である。

「不可抗力」条項は、COVID-19に適用されるか

全ての契約条項と同様、「不可抗力」条項の効力発生や適用可能性は、その文言によって定まり、「不可抗力」条項を援用することを望む契約当事者は、以下を考慮すべきである。

- 当該「不可抗力」条項が、伝染病流行の危機又は健康上の危機という状況を、明示的に想定しているか否か。ただし、当該危機が香港において発生しなければならない旨規定されているか否かにも留意すべきである。
- 仮に上記のような明示的な想定がない場合でも、当該条項は、契約当事者が予見しそのコントロールが及ぶとはいえないすべての事象又は状況を規定する包括条項を定めている可能性がある。その文言によっては、COVID-19(や、場合によっては交通規制や隔離等といった派生的影響)も、当該条項の範囲に含まれる可能性がある。

GALL

「不可抗力」条項は、問題となる履行行為に適用されるか

「不可抗力」の定義がCOVID-19に拡張され又はそれを含むと判断された場合には、次に、取りやめたい特定の履行行為が、当該条項によってカバーされる不履行かを検討しなければならない。

- 当該条項の文言上、履行が「rendered impossible」又は「prevented」である場合に免責すると規定する場合がある。この場合、履行が法律上又は事実上不可能である場合にのみ、免責を受けることができる。他方、「hindered」や「delayed」という文言が選択されている場合には、履行が実質的により困難かつ負担が大きいと判断される場合に免責が適用される。
- 「不可抗力」条項を援用したいと考える契約当事者は、その責任で、証拠を収集し、COVID-19がその義務の履行にどのように影響を及ぼしているのかを的確に論証する必要がある。

留意点

「不可抗力」条項を援用することができると思う契約当事者は、以下の諸点に留意すべきである。

損害軽減義務の有無

- 契約当事者は、ただ単に契約を放棄して、ある事象が発生したことを理由として「不可抗力」を主張すればよいというわけではない。「不可抗力」条項を援用する前提として損害を軽減することが条件となる場合があり、この場合には、まず、生じた損害や「不可抗力」の事象の結果を軽減する合理的措置をとることが必要である。

特別の通知を行うべきか否か

- 「不可抗力」条項上、当該事象の発生から一定期間の間に適時の通知を行うべきこととされている場合がある。定期に最新の状況を通知することが求められる場合もある。
- 通知期間が日数で定められている場合、それが営業日なのか暦日なのかを検討することが必要となるときがある。その際、中国本土、香港及びマカオそれぞれで春節休暇の期間が延長されたところ、それらの延長期間の相違も考慮する必要がある。
- 通知が手交又は郵送で効力を生ずることとされている場合には、中国本土において交通規制が行われていること、中国本土においても香港においても郵便局の業務が制限されていることを念頭に置く必要がある。

履行を継続すべき義務の有無

- 契約によっては、「不可抗力」によっては影響を受けない契約について、それに基づく他の義務の履行は継続すべきことを明示している場合がある。この場合、「不可抗力」条項があるからといって、当該他の義務の不履行を理由とした契約不履行の請求が否定されるわけではない。

GALL

- 契約によっては、代替的な履行方法をも定めている場合がある。想定されているすべての履行方法を行い尽くしていることを確認すべきである。

COVID-19によってもたらされる混乱の規模を十分に評価するには、いまだ早すぎる時期かもしれない。また、その波及効果は、感染終息後も長くビジネスに影響し続けるかもしれない。こうした不確実な状況に直面する中でも、契約上又は法律上の義務を適切に管理することの重要性は、強調してもしすぎることはない。今後の状況の進展を注視することが求められる。

本記事に含まれる事項は、一般的な情報提供の目的のために提供されるものであり、いかなる特定の事実や状況に対しても、法律上、会計上、金融上又は税務上の助言や意見と解釈されてはならず、そのようなものとして依拠されてはならないものとします。当事務所は、本記事に含まれる情報に依拠して生じうる作為又は不作為により直接的又は間接的に生じるいかなる損害にも、責任を負いません。読者固有の状況や特定の法的疑問については、それらに関する法的助言を依頼することをぜひご検討ください。

お問い合わせ



Nick Gall
シニア・パートナー
+852 3405 7666
nickgall@gallhk.com



Evelyn Chan
パートナー
+852 3405 7671
evelynchan@gallhk.com



Kenix Yuen
パートナー
+852 3405 7608
kenixyuen@gallhk.com



Takashi Ugajin
外国法事務弁護士
+852 3405 7658
takashiugajin@gallhk.com



Adriel Wong
トレイニーソリシター
+852 3405 7638
adrielwong@gallhk.com